

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定に係る報告文写



令和3年10月5日

北海道地方最低賃金審議会

会長 亀野 淳 殿

北海道地方最低賃金審議会

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、

糖類製造業最低賃金専門部会

部会長 岩波 和枝

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日北海道地方最低賃金審議会において付託された北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

別紙 1

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）、糖類製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）又は糖類製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１） 18歳未満又は65歳以上の者

（２） 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

（３） 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間922円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

北海道地方最低賃金審議会(第49期) 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、
糖類製造業最低賃金専門部会委員名簿

令和3年8月31日任命

区分	氏 名	現 職
公益代表委員	◎ 岩 ^{いわ} 波 ^{なみ} 和 ^{かず} 枝 ^え	特定社会保険労務士
	亀 ^{かめ} の ^の 野 ^の 淳 ^{じゅん}	北海道大学高等教育推進機構 教授
	○ 西 ^{にし} 村 ^{むら} 卓 ^{たく} 也 ^や	北海道新聞社 論説主幹
労働者代表委員	池 ^{いけ} 田 ^だ 敦 ^{あつ} 哉 ^や	北海道糖業労働組合 中央執行委員長
	石 ^{いし} 田 ^だ 祐 ^{ゆう} 士 ^し	雪印メグミルク労働組合 北海道支部長
	布 ^ふ 施 ^せ 政 ^{まさ} 彦 ^{ひこ}	日本食品関連産業労働組合総連合会（フード連合） 北海道・東北ブロック局長
使用者代表委員	佐 ^さ 藤 ^{とう} の ^{のり} 法 ^法 明 ^{あき}	日本甜菜製糖(株) 人事部次長
	山 ^{やま} 内 ^{うち} 信 ^{しん} 弥 ^や	雪印メグミルク(株) 北海道統括支店 業務課長
	横 ^{よこ} 島 ^{しま} 義 ^{よし} 人 ^{ひと}	北海道商工会連合会 事務局長

(注1) 公・労・使委員は、五十音順

(注2) ◎は部会長、○は部会長代理